

春日井市高蔵寺ニュータウン未来プラン策定検討委員会設置趣旨等

1 設置趣旨

高蔵寺ニュータウンは、入居開始から47年が経過し、高齢化の進展や人口減少などの課題がある一方、道路などの計画的に整備された良好なインフラ、高齢者の生活などをサポートする市民団体の活動など、魅力的な資源が存在しています。

こうした状況を踏まえ、高蔵寺ニュータウンが「いつまでも安心して快適に住むことができるまち」であり続けるために、多様な課題に対応し、実現性が高いプロジェクトと夢や希望を抱くことができる展望を併せ持つ計画として、高蔵寺ニュータウンの未来プランを策定するにあたり、まちづくりの専門家等の意見や地域住民等の意見を取り入れ、より良い計画とするため、有識者、市民、関係団体等で構成する外部委員組織「高蔵寺ニュータウン未来プラン策定検討委員会」を設置することとした。

また、未来プランの原案の検討及び未来プランに掲げる取組を推進するため、組織横断的な内部組織として「高蔵寺リ・ニュータウン推進本部」を設置しました。

2 検討体制概要

別紙1のとおり

3 検討委員会及び推進本部に関する規則等

別紙2、3のとおり

高蔵寺ニュータウン未来プラン策定検討体制概要図

外部委員組織

高蔵寺ニュータウン未来プラン 策定検討委員会

【委員】

- 有識者
- 公共的団体の代表者又は推薦を受けた者
- 公募委員
- 副市長
- その他

【オブザーバー】

- 中部地方整備局
- 愛知県
- UR都市機構

【事務局】

高蔵寺リ・ニュータウン推進本部長(市政アドバイザー)、ニュータウン創生課

組織横断的な内部組織

統括責任者: 中村副市長

高蔵寺リ・ニュータウン
推進本部

本部長(市政アドバイザー)

副本部長
(企画政策部長・まちづくり推進部長)

各関係部長

【事務局】

ニュータウン創生課

春日井市高蔵寺ニュータウン未来プラン策定検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、春日井市附属機関設置条例（平成27年春日井市条例第2号）第4条の規定に基づき、春日井市高蔵寺ニュータウン未来プラン策定検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 優れた識見を有する者
- (2) 公共的団体等の代表者又は推薦を受けた者
- (3) 公募による市民
- (4) 春日井市副市長
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が必要と認めたとき又は市長から要請があったときに、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画政策部ニュータウン創生課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

高蔵寺リ・ニュータウン推進本部設置要綱

(設置)

第1条 高蔵寺ニュータウンの総合的なまちづくりを進めるため、高蔵寺リ・ニュータウン推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 高蔵寺ニュータウンの総合的なまちづくりに関すること
- (2) 高蔵寺ニュータウン未来プランの策定及び推進に関すること
- (3) 前2項に掲げるもののほか、高蔵寺ニュータウンに関する重要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 推進本部に本部長を置き、春日井市市政アドバイザーをもって充てる。
- 3 推進本部に副本部長を置き、企画政策部長及びまちづくり推進部長をもって充てる。

(本部長の職務)

第4条 本部長は、会務を総理する。

- 2 本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 推進本部は、委員の半分以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、企画政策部ニュータウン創生課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月26日から施行する。

別表第1（第3条関係）

春日井市市政アドバイザー

企画政策部長

総務部長

市民生活部長

文化スポーツ部長

健康福祉部長

青少年子ども部長

環境部長

産業部長

まちづくり推進部長

建設部長

上下水道部長